

3 輸国第 1 6 6 6 号

関税割当公表第 8 0 号の 3

令和 3 年度のでん粉等の関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の 1 以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85% を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。以下、「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 10 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 合計割当数量及び通関期限

1 合計割当数量

でん粉等の合計割当数量の用途別内訳は、次のとおりとする。

(1) 化工でん粉用 7, 1 0 0 トン

(2) その他用 1, 3 0 4. 9 5 トン

2 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 3 年度のでん粉等の関税割当てについて（令和 3 年 3 月 11 日付け 2 国際第 942 号関税割当公表第 80 号）による。